建物建築、土木工事等における埋蔵文化財事務手続きの流れ（えびの市）

開発（建物建築や土木建設工事等）の計画

（1）包蔵地照会（窓口・FAX・メール）

■包蔵地に該当

■近接地等で未発見の遺跡が存在する可能性が高い

■包蔵地外

小規模工事である

※浄化槽設置など広くはないが深さがある工事が小規模工事の目安となります

小規模工事でない

※一般住宅建築を含む建築物等が目安となります

（2）確認調査

・遺跡状況等を確認するため確認調査を行います。

※確認調査にかかる費用はえびの市が負担します。

（様式１）

■調査の実施について（依頼）

■事業計画図面 ※添付書類

（位置図・計画図・断面図等）

（様式２）

■土地所有者の「発掘調査承諾書」

（調査依頼者と土地所有者が異なる場合）

※各１部提出

（2）試掘調査

・照会時点では包蔵地外であっても遺跡の有無を確認する場合があります。

※試掘調査にかかる費用はえびの市が負担します。

様式１

■調査の実施について（依頼）

■事業計画図面 ※添付書類

（位置図・計画図・断面図等）

様式２

・土地所有者の「発掘調査承諾書」

（調査依頼者と土地所有者が異なる場合）

※各１部提出

遺跡（遺構・遺物）

なし

・工事を進めていただいて問題ありません。

ただし、工事中に遺物と思われるものが出てきたときは下記の担当課までご連絡ください。

遺跡（遺構・遺物）

あり

＜届出に伴う必要書類＞

（様式３） 埋蔵文化財発掘の［届出・通知］について ※市教育長あて（1 部提出）

（様式４） 埋蔵文化財発掘の［届出・通知］について ※県教育長あて（2 部提出）

※添付書類

・25000 分の 1 から 5000 分の 1 程度の地図に開発予定地を示したもの（2 部提出）

・5000 分の 1 程度の地図に開発予定地を示したもの（2 部提出）

・工事の計画図等、開発事業の内容が分かるもの（2 部提出）

（3）埋蔵文化財発掘の届出

・遺跡（遺構・遺物）がある場合、埋蔵文化財発掘の届け出を工事着工の 60 日前までに提出する必要があります。（右記参照）

・届出は市を経由して宮崎県教育委員会に提出します。県教育長からの指示により、最終的な遺跡の取扱いが決定します。

※調査の有無の判断等に時間を要することがあります。

※各様式は、市 HP「埋蔵文化財包蔵地」で検索、ダウンロードできます。

（4）県教育委員会からの通知・指示

①発掘調査

施工の前に発掘調査が必要となります。

（4）県教育委員会からの通知・指示

②工事立会

施工にあたっては、市職員の立会いが必要となります。立会いの際に遺跡が発見された場合、（5）の本発掘調査に移行する場合があります。

（4）県教育委員会からの通知・指示

③慎重工事

事前の発掘調査は不要ですが、施工にあたっては慎重に実施して下さい。

（5）本発掘調査

・発掘調査の指示に基づいて実施する記録保存のための調査です（調査作業から調査報告書を刊行するまで）

※本発掘調査にかかる費用は原則として、事業主体者負担となります。

えびの市教育委員会　社会教育課　文化係

〒889-4311 宮崎県えびの市大字大明司 2146-2

（電話）0984-35-2268

（FAX）0984-35-2908

（E-mail）shakaikyoiku@city.ebino.lg.jp